○国土交通省告示第千三百五十八号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条第一項の規定により、平成二十四年九月二十六日次のとおり自動車をその型式について指定した。

平成二十四年十一月二十九日　　国土交通大臣　羽田雄一郎

指定番号	車名及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
17437	アウディ　ＡＢ Ａ－８ＲＣＴＶＦ	アウディ　ジャパン株式会社	東京都世田谷区尾山台２丁目30番地８号
17438	アウディ　ＡＢ Ａ－８ＲＣＮＣＦ	〃	〃

○国土交通省告示第千三百五十九号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条第一項の規定により、平成二十四年九月二十六日次のとおり自動車をその型式について指定した。

平成二十四年十一月二十九日　　国土交通大臣　羽田雄一郎

指定番号	車名及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
17439	ＢＭＷ　ＣＢＡ－ ＳＵＪＣＷ	ビー・エム・ダブリュー株式会社	東京都千代田区丸の内１丁目９番２号
17440	ＢＭＷ　ＣＢＡ－ ＭＨＪＣＷ	〃	〃
17441	ＢＭＷ　ＣＢＡ－ ＭＲＪＣＷ	〃	〃
17442	ＢＭＷ　ＣＢＡ－ ＳＸＪＣＷＣ	〃	〃
17443	ＢＭＷ　ＣＢＡ－ ＳＹＪＣＷＲ	〃	〃

○国土交通省告示第千三百六十号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条第一項の規定により、平成二十四年九月二十六日次のとおり自動車をその型式について指定した。

平成二十四年十一月二十九日　　国土交通大臣　羽田雄一郎

指定番号	車名及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
17444	フォルクスワーゲン　ＡＢＡ－６Ｒ ＣＴＨ	フォルクスワーゲングループジャパン株式会社	愛知県豊橋市明海町５番地10

○国土交通省告示第千三百六十一号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条第一項の規定により、平成二十四年九月二十六日次のとおり自動車をその型式について指定した。

平成二十四年十一月二十九日　　国土交通大臣　羽田雄一郎

指定番号	車名及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
17445	フォルクスワーゲン　ＤＢＡ－１Ｋ ＣＴＨ	フォルクスワーゲングループジャパン株式会社	愛知県豊橋市明海町５番地10
17446	フォルクスワーゲン　ＤＢＡ－１Ｋ ＣＴＨＫ	〃	〃
17447	フォルクスワーゲン　ＤＢＡ－１Ｔ ＣＴＨ	〃	〃
17448	フォルクスワーゲン　ＤＢＡ－１Ｔ ＣＴＨＷ	〃	〃
17449	フォルクスワーゲン　ＤＢＡ－７Ｎ ＣＴＨ	〃	〃
17450	フォルクスワーゲン　ＤＢＡ－５Ｎ ＣＴＨ	〃	〃
17451	フォルクスワーゲン　ＤＢＡ－13Ｃ ＴＨ	〃	〃

○国土交通省告示第千三百六十二号

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第七十五条第一項の規定により、平成二十四年十月四日次のとおり自動車をその型式について指定した。

平成二十四年十一月二十九日　　国土交通大臣　羽田雄一郎

指定番号	車名及び型式	製作者等の名称	製作者等の住所
17452	ホンダ　ＤＢＡ－ ＪＧ１	本田技研工業株式会社	東京都港区南青山２丁目１番１号
17453	ホンダ　ＤＢＡ－ ＪＧ２	〃	〃

官　庁　報　告

官　庁　事　項

海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画の変更の公表について

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成８年法律第77号）第３条第７項の規定に基づき、海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画（平成23年11月25日公表）を平成24年11月８日付けで次のように変更したので、同条第９項の規定において準用する同条第６項の規定に基づき、公表する。

平成 24 年 11 月 29 日　　農林水産大臣　郡司　彰

海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画

平成24年11月８日

第１　海洋生物資源の保存及び管理に関する基本方針

１　基本理念

排他的経済水域等における水産資源は、我が国が主権ないし主権的権利を有する資源であることから、科学的知見に基づき適切に管理することにより、その持続的利用を確保し、水産業の健全な発展と水産物の安定供給の確保を図ることが必要である。その場合、水産資源の保存・管理の担い手が漁業者であることに鑑み、漁業者の積極的な取組を助長するよう所要の施策を講ずるものとする。

このため、

⑴　水産資源の動向、他の水産資源との関係等の生物学的知見を踏まえ、水産物供給の担い手である漁業の経営状況等にも十分配慮しながら、水産政策審議会、漁業調整委員会等において関係者の合意を形成しつつ、漁獲量及び漁獲努力量について適切な資源管理方策を実施する。

⑵　また、資源及び漁業の特性に応じて、魚種や系群ごとの資源状況を踏まえた具体的な資源管理措置を漁業種類ごと及び必要に応じ地域や期間ごとに定め、適切な資源管理を推進する。

２　漁獲量及び漁獲努力量の管理

資源水準に見合った漁獲を実現するため、資源量並びに漁獲量及び漁獲努力量を的確に把握しつつ、ＴＡＣ（漁獲可能量）及びＴＡＥ（漁獲努力可能量）の設定及び管理、許可漁業及び漁業権漁業の規制等により我が国漁業の管理を行うとともに、許可制度等により外国人漁業及び遊漁の管理を行う。

また、これらの管理措置の実効を確保するための指導及び監督を行う。